

平成31年1月24日

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略  
20181213 関 東 第 72 号  
平 成 3 1 年 1 月 2 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について(回答)

平成30年12月13日付け20181206 関東第2号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 7事業者 指定旧供給地点群数 7地点群

| 事業者名<br>(法人番号)                         | 指定旧供給地点群名    |
|--|--------------|
| アストモスリテイリング株式会社<br>(法人番号5012301002941) | 1 こぶし台ニュータウン |
| 太田ガス事業協同組合<br>(法人番号5070005005867)      | 1 高林新牛沢団地    |
| 株式会社サイサン<br>(法人番号9030001003544)        | 1 下館ニュータウン   |
| 首都圏瓦斯株式会社<br>(法人番号1011001011083)       | 1 西木曾団地      |
| 新日本瓦斯株式会社<br>(法人番号2030001062019)       | 1 第二大泉団地     |
| 東京商事株式会社<br>(法人番号9010401020785)        | 1 東急野川団地     |
| 堀川産業株式会社<br>(法人番号1030001035561)        | 1 はまの台団地     |